

三原市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について

三原市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

1 改正理由

陸上交通（地域内フィーダー系統）部会の設置及び令和2年11月27日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号の一部を改正する法律）」が施行され、従前の「地域公共交通網形成計画」が「地域公共交通計画」に改正されていること等から、三原市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する。

2 新旧対照表

新	旧
（設置） 第1条 三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1号の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。 （業務） 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) <u>計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。 (2) <u>計画</u>及び計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (3) <u>計画</u>の達成状況の評価に関すること。 (4)～(6) （略）	（設置） 第1条 三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1号の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。 （業務） 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。 (2) <u>形成計画</u>及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (3) <u>形成計画</u>の達成状況の評価に関すること。 (4)～(6) （略）

(運営)	(運営)
第 8 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 <u>ただし、委員改選後における最初の会議は、事務局長が招集する。</u> 2～6 （略）	第 8 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 2～6 （略）
(部会)	
第 1 2 条 <u>地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金に関する事項について協議するため、協議会に陸上交通（地域内フィーダー系統）部会を置く。</u> 2 <u>部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u>	(新設)
(事務局)	(事務局)
第 1 3 条 （略）	第 1 2 条 （略）
(経費の負担)	(経費の負担)
第 1 4 条 （略）	第 1 3 条 （略）
(監査)	(監査)
第 1 5 条 （略）	第 1 4 条 （略）
(財務に関する事項)	(財務に関する事項)
第 1 6 条 （略）	第 1 5 条 （略）
(費用弁償等)	(費用弁償等)
第 1 7 条 （略）	第 1 6 条 （略）
(協議会が解散した場合の措置)	(協議会が解散した場合の措置)
第 1 8 条 （略）	第 1 7 条 （略）
(その他)	(その他)
第 1 9 条 （略）	第 1 8 条 （略）

三原市地域公共交通活性化協議会規約（改正後）

平成 21 年 3 月 18 日制定

（設置）

第 1 条 三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 号の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会は、事務所を広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号に置く。

（業務）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第 4 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長は相互に兼ねることはできない。

（会長及び副会長）

第 5 条 会長及び副会長は、次条に規定する委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（協議会の委員）

第 6 条 協議会の委員は次に掲げる者のうちから市長が依頼又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者

- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般旅客定期航路事業者
 - (4) 住民又は利用者の代表
 - (5) 広島運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (7) 学識経験を有する者
 - (8) 各種団体の代表
 - (9) 三原警察署長又はその指名する者
 - (10) 広島県知事又はその指名する者
 - (11) 三原市長又はその指名する者
 - (12) その他市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(運営)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員改選後における最初の会議は、事務局長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外のものに対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 1 1 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第 1 2 条 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項について協議するため、協議会に陸上交通（地域内フィーダー系統）部会を置く。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、三原市生活環境部生活環境課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 1 4 条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 1 5 条 協議会に監査委員を 2 人置く。

2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 6 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第 1 7 条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 8 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 1 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 この規約の規定により最初に委員となった者の任期は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

改 正 附 則

この改正規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 附 則

この改正規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 附 則

この改正規約は、平成 26 年 12 月 4 日から施行する。

改 正 附 則

この改正規約は、令和 6 年 月 日から施行する。